

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】
 運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況 (40点・32項目)	【休憩・事業計画等】	【位置、収容能力】	有	運送法5、施行規則6、同66	経営許可申請書、 休憩・睡眠施設変更届出書	記載されている位置に設置され、また、収容能力が確保されていれば○ 【観点】 ・ソファや畳敷きスペースを有し、ゆっくり休憩できるものかどうか、また、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも睡眠者1人当たり2.5㎡以上の広さを有しているか確認する。 ・施設を廃止したり、別の場所に新設したりして、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力が変更されていないかを確認する	1項目でも各申請書の内容と実態に相違点があれば×
		【保守、管理】	有	旅運則21-2	なし(現地調査)	休憩・睡眠施設は、乗務員がいつでも有効に使用できるよう保守、管理されていれば○	他の目的で使用されている等、乗務員が常時有効に使用できない状態の時(寝具等必要な施設が備えられていない、施設・寝具等が不潔な場合など良好な状態にない場合を含む)は×
	2 帳票類の整備、報告等	【(社内の)事故記録】	有	旅運則26の2	事故記録	事故記録が備え付けられており、乗務員氏名、自動車登録番号等、事故の発生日時/場所、事故の当事者の氏名、事故の概要、事故の原因、再発防止対策が記録され、3年間保存されていれば○	・事故記録を備え付けていない場合は× ・備え付けがあっても、左記必要事項に記入漏れがある場合は×
		【(行政への)事故報告】	有	運送法29、事故報告規則3	自動車事故報告書、事故記録等	自動車事故報告規則に定められた事故が発生した場合、30日以内(速報は24時間以内)に提出されていれば○	30日以内に提出されていない場合は×
		【乗務員台帳】	有	旅運則37	乗務員台帳	下記を全て満たせば○ ・乗務員台帳が備え付けられ、作成番号及び作成年月日、事業者の氏名又は名称、運転者の氏名・生に年月日及び住所、雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日、運転免許に関する事項(免許証の写し)、事故を引き起こした場合又は道交法違反通知を受けた場合はその概要、運転者の健康状態、特別指導/適性診断結果を記入し、乗務員の写真が貼り付けられている ・退職者について、退職日から3年間名簿が保存されている	下記のいずれかの場合は× ・乗務員台帳が備え付けられていない ・備え付けてあるが、いずれかの項目で記入漏れがある ・退職者について3年間保存されていない
	【車両】	有		車両台帳	車両台帳が備え付けられ、自動車登録番号、初度登録年、型式、車名、車台番号、自動車の種別、車両総重量、自動車検査証の有効期間、NOx・PM法使用車種規制に係る事項、配属営業所、自賠責保険に係る事項が記載されていれば○	・車両台帳が備え付けられていない場合は× ・備え付けてあるが、左記必要事項に記入漏れがある場合は×	

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】
 運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況	3 運行管理等	【規程】 (1) 運行管理規程及び サービス規程 が定められているか。	有	旅運則41、旅運則48の2、旅運則49、旅運則50、旅運則51	運行管理規程、 サービス規程	下記を全て満たせば○ ・運行管理規程が制定されている ・運行管理業務を遂行するに当たっての職務権限(経営者への助言、乗務員への指導、経営者と管理者との責任関係等)及び複数の運行管理責任者を選任する営業所においては統括管理者に係る組織、職務及び選任方法等に関する規定が明確にされ、運行管理業務が確実に実行されている。 ・ サービス規程が制定されている ・ サービス規程に、旅運則49、50、51条に定める内容について、記載されている。	下記のいずれかの場合は× ・運行管理規程が定められていない ・職務権限が全く不明確(被聴取者が理解していない等) ・ サービス規程が定められていない ・ サービス規程に乗務員、運転者、車掌についての記載がない
		【運行管理者選任】 (2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	有	運送法23、旅運則47の9	運行・整備管理者選任等届出書、運行管理規程、運行管理者資格者証、車両台帳	下記を全て満たせば○ ・運行・整備管理者選任等届出書により、運行管理者資格を有する者を、配置車両数に応じて必要な員数の運行管理者を選任している ・ 運行管理者の選任、解任、変更等を行った場合は、届出が行われている ・選任されている運行管理者が、現に、運行管理業務に従事している(また、退職等で不在となっていない) ・複数の運行管理者を選任する事業所においては、統括運行管理者が選任されている	下記のいずれかの場合は× ・必要な員数の運行管理者が選任されていない ・運行管理業務に従事させているが、運行・整備管理者選任等届出書を提出していない ・運行管理者は選任し届出も行われているが、現に、運行管理業務に従事していない ・異動等により運行管理者でなくなった者に係る解任届出書が提出されていない
		【運行管理者教育】 (3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	有	旅運則48の4	運行管理者研修(講習)手帳、事故記録	運行管理者が、運輸支局長が行う研修(自動車事故対策機構が行う一般講習。事故・違反を惹起した営業所の運行管理者及び統括運行管理者については特別講習。)を受講していれば○	下記のいずれかの場合は×(運行管理者研修(講習)手帳で確認) ・一般講習…2年に1回 全員が受講していない(一人でも受講していない者がいる) ・特別講習…受講対象者が受講していない
		【運転者確保】 (4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	有	旅運則35、同36	運転者台帳、賃金台帳	常時選任しなければならない運転者の中に日々雇い入れ、2ヶ月以内の期間の臨時、14日以下の試用期間の者が含まれていない 事業を遂行するにあたり、業務の実態を十分考慮して、過労運転を防止して、輸送の安全を確保し、事業計画の遂行に必要な運転者が確保されている	・過労防止に関する事項が×で、運転者不足が明らかかな場合は× ・保有車両数と運転者数から、機械的に○×を判断するのではなく、業務の実態、運行体制等から判断する

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】
 運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況(40点・32項目)	3 運行管理等	【勤務・乗務時間】 【交代運転者】	有	旅運則21、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、通達(H19.6.27「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」)	運行管理規程、就業規則、日報、運行指示書、運行計画表(勤務割表)、運行記録計による記録(チャート紙等)、乗務実績一覧表(拘束時間管理表)	「改善基準」に従い、拘束時間、休息时间、運転時間、連続運転時間を守っていること及び「乗務距離による交替運転者の配置指針」に定める乗務距離数を遵守している場合は○	下記のいずれかの場合は× ・「改善基準」に定められた、左記の時間を遵守できていないものがある ・「乗務距離による交替運転者の配置指針」に定める乗務距離数を遵守していない
		【点呼】	有	旅運則24	点呼記録簿、点呼執行要領、日報	調査対象運転者を任意に定め、最低限、調査日時点での直近2週間分を確認し、下記全ての事項が揃っていれば○ (特に、早朝・深夜に出発する運転者に対する点呼は実施されているかは重点的に確認する) ・点呼記録簿が1年間保存されている ・乗務前点呼…点呼執行者名、点呼日時、点呼方法(対面でない場合は具体的方法)、運転者名、疾病・疲労・飲酒の状況、自動車の登録番号等、日常点検の状況、指示事項 ・乗務後点呼…点呼執行者名、点呼日時、点呼方法(対面でない場合は具体的方法)、自動車・道路及び運行状況、交替運転者に対する通告等	下記のいずれかの場合は× ・1件でも点呼が実施されていない場合(事故・災害等でやむを得ない場合を除く) ・点呼記録簿が作成されていない場合、または、1年間保存されていない場合 ・点呼記録簿に記入不備がある場合 ・やむを得ない場合に該当しないのに、対面ではなく電話等での点呼が常態化している場合 ・運行管理者又は補助者以外の者が点呼を行っている場合
		【乗務記録】	有	旅運則25	日報、運行指示書、チャート紙	下記を全て満たせば○ ・運転者ごとに作成している乗務記録(日報)に下記の記載がある 運転者の氏名、自動車登録番号等(当該自動車を識別できる記号、番号等)、日時、主な経過地点及び乗務距離、運転を交替した場合その地点及び日時、事故・著しい運行遅延等の異常な状態の概要・原因、車掌名(乗務した場合)、車掌が交代した地点及び日時(交代した場合)、走行距離(チャート紙で○) ・上記日報(およびチャート紙)が1年間保存されている	下記のいずれかの場合は× ・調査対象期間内において、1件でも乗務記録(日報、チャート紙)に必要な事項が記載されていない場合 ・乗務記録(日報、チャート紙)が1年間保存されていない場合

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】

- 運送法 : 道路運送法
 - 施行規則 : 道路運送法施行規則
 - 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 - 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 - 車両法 : 道路運送車両法
 - 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則
- 緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況(40点・32項目)	3 運行管理等	【運行記録計】 (8)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	有	旅運則26-1	運行記録計の記録(チャート紙又はデジタル式運行記録計による電磁的記録)、乗務員指導記録、日報	下記を全て満たせば○ ・全ての車両に運行記録計が装備され、記録が実施されている ・乗務記録(日報)と運行記録計のチャート紙等の内容に整合性がある ・運行記録計による記録(チャート紙等)が1年間保存されている ・運行記録計の内容に基づき、労働時間管理の徹底、スピード違反等の防止といった乗務員教育に活用されている	下記のいずれかの場合は× ・運行記録計が装備されていない車両がある場合 ・調査対象期間内において、1件でも所定の事項が記載されていない場合(事故・災害等のやむを得ない場合を除く) ・運行記録計の記録が1年間保存されていない場合 ・記録はされているが、運行管理者が確認していない場合や、連続運転、速度超過等があった場合に、乗務記録(日報)に指導記録がない場合
		【指示書】 (9)運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	有	旅運則28の2	運行指示書、乗務記録(日報)、点呼記録簿、運行計画表(勤務割表)、運行記録計による記録(チャート紙等)、乗務実績一覧表(拘束時間管理表)	調査対象運転者を任意に定め、最低限、調査日時点での直近2週間分を確認し、下記を全て満たせば○ ・運行ごとに下記事項を記載した運行指示書を作成している 運行の開始及び終了の地点及び日時、乗務員の氏名、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、運行に際して注意を要する箇所の位置、乗務員の休憩地点及び休憩時間(休憩がある場合に限る)、乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合に限る)、その他運行の安全を確保するために必要な事項 ・運行指示書を1年間保存している	下記のいずれかの場合は× ・調査対象期間内において、1件でも指示書の取扱い等が遵守されていない場合 ・運行管理者又は代務者以外の者が運行指示書の作成、指示を行っている場合 ・運行指示書の保存が1年間保存されていない場合
		【乗降時の安全確保】 (10)駐停車禁止場所での乗降を行わず、乗降時の安全確保に努めているか。	無	通達(H19.12.14「貸切バスにおける交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について」)	自認書、運行指示書、日報(運行管理者にヒアリングを実施)	駐停車禁止場所での乗降を指示・実行していない旨の自認書を提出すれば○	運行指示書又は日報で、駐停車禁止場所での乗降を指示・実行していることが判明した場合は×
		【営業区域】 (11)営業区域を遵守した運送を行っているか。	無	運送法20、通達(H19.4.27「ツアーバス等の長距離運行を伴う貸切バスの安全確保等について」)	運行指示書、乗務記録(日報)	調査対象期間を任意に定め、最低限、調査日時点での直近2週間分を確認し、発地及び着地のどちらかが営業区域内であることを確認できれば○ ※「旅客」とは、旅行者と契約を締結して当該バスに乗車する本来の旅客であり、旅行者と契約を締結して当該バスに乗車する添乗員等は、当該「旅客」に該当しない	発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っている事例が1件でもあれば×

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】

運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況 (40点・32項目)	3 運行管理等	【指導監督】	有	旅運則38-7、運送法27-1、旅運則38-1、指導監督指針	乗務員教育記録簿、教育実施計画、点呼記録簿	下記を全て満たせば○ ・指導監督指針に基づく運転技術、関係法令の遵守等について、及び非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い、異常気象時における対応等について、乗務員に対する指導監督体制が確立され、乗務員に対する教育が計画的に実施されている ・教育実施記録簿が適切に保存されている(名称は問わない) ・乗務員教育の実施状況(実施者、実施場所、実施内容、実施計画)等が適切である。	下記のいずれかの場合は× ・非常時の対応について、教育・訓練を行っていない場合 ・教育実施記録簿がない場合 ・教育の内容が不適切または不明の場合
		【特別指導】	有	旅運則38-2	乗務員教育記録簿、乗務員台帳、事故記録	人身事故を引き起こした者、新たに雇い入れた者、高齢者(65歳以上)の運転者に対して、指導監督指針に基づく特別な指導を行い、その結果の記録がされていれば○	下記のいずれかの場合は× ・乗務員教育記録簿や運転者台帳に特別指導を実施した年月日やその具体的な内容がない場合 ・特別指導を行うべき乗務員に、指導を実施していない場合
		【適性診断】	有	旅運則37-8、同38	運転者台帳、事故記録、適性診断受診結果表、適性診断受診計画表	人身事故を引き起こした者、新たに雇い入れた者、高齢者(65歳以上)の運転者に対して国土交通大臣が認定する機関(自動車事故対策機構等)が行う適性診断を受診させていれば○	初任、適齢及び特定診断対象者が未受診の場合は×
	4 車両管理等	【規程】	有	旅運則45、車両法50-2、車両法施行規則32	整備管理規程、日常点検表、定期点検整備実施計画表、点検整備記録簿	下記を全て満たせば○ ・整備管理規程が制定されている ・整備管理規程には、整備管理業務を遂行するに当たっての職務権限(点検結果に基づく運行の可否の決定、定期点検の実施、点検結果の整備、整備実施計画等)が明確にされ、職務権限に基づき整備管理業務が行われているか。	下記のいずれかの場合は× ・整備管理規程が制定されていない場合 ・整備管理業務を遂行するに当たっての職務権限が、整備管理規程に明確に規定されていない場合 ・整備管理規程による職務権限付与が明確化されているが、権限に基づき整備管理業務が適正に行われていない場合
		【整備管理者選任】	有	車両法50-1、同52、車両法施行規則31の3、同31の4、同33	整備管理者選任(解任)届出書	下記を全て満たせば○ ・整備管理者選任届出書により、整備管理者の資格を有する者が選任されている ・選任されている整備管理者が、現に、整備管理業務に従事している	下記のいずれかの場合は× ・整備管理者が選任されていない場合 ・異動等により整備管理者でなくなった者に係る解任届出書が提出されていない場合

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】
 運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況 (40点・32項目)	4 車両管理等	【整備管理者教育】	有	旅運則46	整備管理者研修手帳	整備管理者が地方運輸局が行う研修を受講している場合は○ 確認は、下記要領で行う ・社内で整備管理者を選任している場合…研修の受講状況を手帳及び口頭で確認 ・社外の者を整備管理者に選任している場合…研修の受講状況を口頭で確認	整備管理者が研修を受講していない場合は×
		【日常点検】	有	車両法47の2、自動車点検基準1、同別表第2	日常点検基準、日常点検表	最低限、調査日時点での直近2週間分の全稼働車両(配置車両台数が10台超の場合は、最低10台以上)について、下記を全て満たせば○ ・法令に基づく日常点検基準表を作成し、毎回、運行前に点検を適正に実施している ・点検結果に基づき整備管理者が、運行可否の決定を行っている	下記のいずれかの場合は× ・調査対象車両について、1台でも日常点検が実施されていない場合 ・日常点検を実施した記録が保存されておらず、確認できない場合
		【定期点検】	有	旅運則45-1、車両法48、同49	定期点検基準、定期点検整備実施計画表、点検整備記録簿	下記を全て満たせば○ ・法令に基づく定期点検基準が作成されている ・定期点検整備実施計画等により、点検・整備が行われている(過去1年間の全稼働車両(配置車両数が10台超の場合は、最低10台以上について確認) ・点検整備記録簿が車両に備え付けられている ・点検整備記録簿が1年間保存されている(過去1年間の全稼働車両(配置車両数が10台超の場合は、最低10台以上について確認)	下記のいずれかの場合は× ・調査対象車両について、1台でも定期点検整備が実施されていない場合 ・3ヶ月点検の分解整備箇所について、国土交通省整備課から別途示されている点検方法の場合を除き、3ヶ月点検の実施が認証工場で行われていない場合 ・現地審査実施時に確認できた車両について、1台でも点検整備記録簿の備え付けがない車両があった場合 ・調査対象車両について、1台でも点検整備記録簿が1年間保存されていない場合
	5 労基法等	【規程】	有	労働基準法89、同90	就業規則	下記を全て満たせば○ ・従業員10名以上の事業所については、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署へ届け出ている(届出の控えで確認) ・就業規則に、始業時刻、労働時間、休日、休暇等について、適正に定められている ・就業規則の内容に変更があった場合、変更届が行われている	従業員10名以上の事業者で就業規則を作成していない場合、また、年次有給休暇、所定労働時間等、法改正等に基づく変更届を提出していない場合は×

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】
 運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況 (40点・32項目)	5 労基法等	【36協定】 (2)36協定が締結され、届出されているか。	有	労働基準法36	36協定	下記を全て満たせば○(役員のみで経営している場合は、判定の対象外) ・「時間外労働及び休日労働に関する協定」が締結され、所轄の労働基準監督署に届け出ている ・協定内容が、労働基準法第36条第1項で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示第154号)、自動車運転者の労働時間等の改善基準(平成元年同7号)に適合している ・36協定の期間が適正である	下記のいずれかの場合は× ・36協定が締結されていない場合 ・36協定は締結されているが、所轄の労働基準監督署に届け出していない場合 ・協定が期限切れとなっている場合
		【労働時間】 (3)労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	有	労働基準法32、同32-2、同32-3、同32-4、同35、同36	出勤簿、賃金台帳、日報、運行計画表(勤務割表)、運行記録計による記録(チャート紙等)	【要検討】 一定の従業員分について、所定労働時間、時間外労働、所定休日、休日労働等が労働基準法、改善基準告示、就業規則等に従い、適正に就労させ処理されているかを、出勤簿、乗務記録(日報)、チャート紙等、賃金台帳等から確認する	労働時間、休日労働等について、36協定違反や連続出勤等違法性がある場合は×
		【健康診断】 (4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正になされているか。	有	旅運則21-4、労働安全衛生法66、労働安全衛生規則43、同44、同51	健康診断書、健康診断記録簿	下記を全て満たせば○ ・健康診断記録簿により、乗務員の健康状態を把握している(高血圧、高脂血症、動脈硬化、狭心症、心筋梗塞、不整脈、脳梗塞、肝機能障害、糖尿病、睡眠障害(睡眠時無呼吸症候群(SAS)を含む)等) ・従業員の採用時に健康診断を実施している ・健康診断は年1回(深夜業を含む業務に常時従事する運転者に対しては、6ヶ月以内ごとに1回)実施している ・健康診断記録簿が5年保存されている	下記のいずれかの場合は× ・健康診断を受けている従業員の割合が、調査対象者の9割未満の場合(従業員個人の受診意向の有無や受診時期が合致しない場合もあるため、100%とはしない) ・健康診断記録簿が5年間保存されていない場合
	【苦情処理】 苦情に対して、遅滞なく弁明し、その記録・保存が適正になされているか。	無	旅運則3	苦情記録簿	下記を全て満たせば○ ・苦情記録簿を備え付け、1年間保存している ・苦情記録に、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置、苦情処理を担当した者についての記録がなされている	下記のいずれかの場合は× ・苦情記録簿が備え付けられていない ・記録簿はあるが、左記必要事項に不備がある	
6 苦情処理							

<貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)>

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】

- 運送法 : 道路運送法
 - 施行規則 : 道路運送法施行規則
 - 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 - 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 - 車両法 : 道路運送車両法
 - 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則
- 緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
I 安全性に対する法令の遵守状況	7 保険加入	【社会保険】 社会保険等に適切に加入しているか。	無	労働者災害補償保険法3、雇用保険法5、健康保険法3-3、厚生年金保険法6-1	<ul style="list-style-type: none"> <労災保険> 保険関係成立書、概算保険料申告書、従業員名簿 <雇用保険> 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届 <健康保険、厚生年金保険> 健康保険・厚生年金保険新規適用届 	下記を全て満たせば○ <労災保険、雇用保険関連> ・労働基準監督署に適用事業所として正しく届出されている ・法に定める従業員、パート、アルバイトがもれなく加入している ・雇用保険については、雇用者から所定の保険料が控除されている ・保険料を適切に労働基準監督署に納付している <健康保険、厚生年金保険関連> ・健康保険について、社会保険事務所(政管健保)又は健康保険組合(組合健保)に適用事業所として正しく届出されている ・厚生年金保険について、社会保険事務所に適用事業所として正しく届出されている ・法に定める従業員、パート・アルバイトがもれなく加入している ・雇用者から所定の保険料が控除されている ・保険料を適切に社会保険事務所又は健康保険組合に納付している	左記に1点でも不備がある場合は×
		【任意保険】 賠償責任保険等(対人、対物)に加入しているか。	無	旅運則19の2、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示	保険証券等	損害賠償措置の基準に定める額の任意保険又は共済に加入しているか	1両でも加入していない車両がある場合は×
(40点) 違反の状況や項目	1 実績の事故	平成●年●月●日から過去3年間に、事業者の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則(国土交通省令)第2条各号に定める事故がないか。	有	事故報告規則2		左記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は0点、無い場合は20点とする	
	2 行政処分の実績	平成●年●月●日において、事業者に、道路運送法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業者に係る行政処分の累積点数は何点か。	有	一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について		違反(行政処分)の実績について、累積点数が20点を超える場合は0点、20点以下の場合は(20点)-(累積点数)で求めた得点を加点する	

＜貸切バス事業者の安全性等に関する評価・認定制度 評価基準(案)＞

資料4 (別紙3)

【法令等の略称】
 運送法 : 道路運送法
 施行規則 : 道路運送法施行規則
 旅運則 : 旅客自動車運送事業運輸規則
 事故報告規則 : 自動車事故報告規則
 車両法 : 道路運送車両法
 車両法施行規則 : 道路運送車両法施行規則

緑字: Gマーク制度に追加した部分

※太枠は、Gマークにはない評価項目

大項目	中項目	小項目	Gマークでの評価有無	関連法令	確認する書類(例)	適否の基準	
						適の場合	否の場合
(運輸安全マネジメント取組事項)(20点・11項目)	Ⅲ・安全性に対する取組の積極性	1. 運輸安全マネジメントに関する基本的な方針を策定し、全従業員に周知しているか。	有	安全管理規程に係るガイドライン、ガイドラインの手引	安全方針	輸送の安全に関する方針(安全方針)が策定され、周知している状況が確認できれば○	下記のいずれかの場合は× ・安全方針が策定されていない場合 ・安全方針は策定されているが、従業員に周知がなされていない場合
		2. 事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定しているか。	有		目標が記載されている	輸送の安全に関する合理的かつ適正な目標が作成されていれば○	具体的内容が判別できない場合は×
		3. 輸送の安全に関する計画を作成しているか。	有		計画書	輸送の安全に関する具体的かつ効果的な計画が作成されていれば○	下記のいずれかの場合は× ・具体的内容が判別できない場合 ・目標に基づく計画でない場合
		4. 輸送の安全に関する情報を適切に伝達及び共有しているか。	有		手順書、実施記録	社長(経営トップ)と当該営業所の運行管理者及び選任運転者との間で定期的な意見交換がなされ、輸送の安全に関する情報が適切に共有化されていれば○	トップダウンだけで、ボトムアップのコミュニケーションを確保できていない場合は×
		5. 事故、災害等に関する報告連絡体制を構築しているか。	有		体制図、実施記録	報告連絡体制図が作成され、その組織図により伝達訓練が行われる等、報告連絡体制の整備状況が確認できれば○	下記のいずれかの場合は× ・報告連絡体制図が作成されていない場合 ・伝達訓練が行われていない場合
		6. 輸送の安全に関する研修等を実施しているか。	有		研修実施記録	過去1年間に運輸安全マネジメントを担当する者、常時選任運転者の半数以上及び運行管理者全員に対する定期的な研修を実施していれば○	研修の具体的な内容が不明な場合は×
		7. 輸送の安全に関するチェックを実施しているか。	有		手順書、チェックリスト	輸送の安全を確保するため、運輸安全マネジメントを担当する者以外の者で構成されるチェック(内部監査)要員により、適切にチェック(内部監査)が行われていれば○	チェック(内部監査)要員の氏名、チェック(内部監査)に係る規程、手順、実施結果等がわからない場合は×
		8. 輸送の安全に関する業務の改善措置を講じているか。	有		改善結果、是正報告書	チェック(内部監査)の結果、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する適切な方策を検討し、是正措置又は予防措置を適切に講じていれば○	チェック(内部監査)結果に基づく是正改善報告書等の添付がなく、具体的な改善内容がわからない場合は×
		9. 輸送の安全に係る情報の公表を適切に実施しているか。	無		ホームページ、事業所外での掲示物	ホームページや事業所外での掲示等により、社外に対して自社の安全の取組みについて、情報発信を行ってあれば○	情報発信を行っていない場合は×
		10. 運輸安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	有		資料不要	上記1～8が、満点の場合、加点	1～8で、減点項目がある場合は×
		11. その他輸送の安全に関わる自主的、積極的、独創的、先進的又は高度な取組を実施しているか。	有		提出資料	取組みの事実が確認できれば○ (ABS、ASR、バックカメラ等の予防安全技術、車間距離制御、車線逸脱警報等のASV、ドライブレコーダ、アルコールチェッカー、自社内指導員によるパトロール指導、無事故運転者表彰制度等)	具体的な取り組み状況がわからない場合は×